

国による大学院修士段階における「授業料後払い制度」の利用を希望する方へ

日本学生支援機構第一種奨学金の貸与資格(家計・学業)を満たす方は、大学院入学後に所定の手続きを行うことで「授業料後払い制度」の適用を受けられる場合があります。

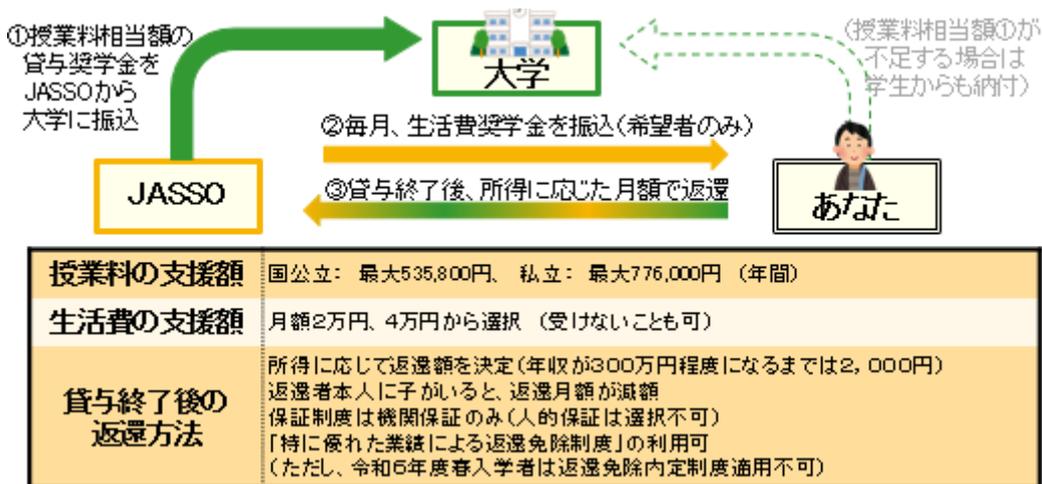
本制度の利用を希望する方は、入学手続き前に授業料納付猶予の申請手続きをすることで、入学手続き時における授業料が納付猶予の対象となります。本制度の利用および納付猶予の希望者は、以下の手続きを行ってください。

1. 授業料後払い制度の概要

(1)日本学生支援機構第一種奨学金の一形態で、日本学生支援機構から直接学校に振り込まれる奨学金を授業料に充当することができます。別途、生活費として奨学金を毎月受け取ることができる新たな制度です。

(2)「授業料後払い制度」を利用する場合、第一種奨学金を利用することはできません。

※現行の第一種奨学金との併用不可。第二種奨学金との併用は可能。



2. 対象者について

以下の条件をすべて満たす者

(1) 修士課程および博士前期課程・専門職学位課程に入学予定

(2) JASSOの修士段階を対象とした第一種奨学金と同様の基準を満たす者

①申し込み資格

在留資格が「留学」の方は、申し込むことができません。

在留資格が「法定特別永住者」・「永住者」・「定住者(将来永住の意思がある者のみ)」・「日本人の配偶者など」・「永住者の配偶者など」が対象となります。

「家族滞在」については、「日本の小学校、中学校等及び高等学校等を卒業(修了)していること」又は「小学校等を卒業する年齢の前に日本に入国したことがあり、日本の中学校等及び高等学校等を卒業していること」のいずれかに該当し、かつ、「日本に定着して就労する意思がある者」に限ります。

②家計基準

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/zaigaku/in.html

③学力基準

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/gakuryoku/zaigaku.htm

(3)過去に貸与を受けた奨学金の返還が延滞中であるなど、第一種奨学金の貸与を受けられない事由がないもの

3. 申請方法と入学後の流れ

(1)授業料納付猶予を申し出る(入学予定者⇒大学)

上記2. 条件に該当し、当制度の利用を希望する方は、出願期限までに、以下の申請フォームから手続きを行ってください。申請の際は、本資料掲載の「申請書」に必要事項を記入の上、申請フォームに必ずアップロードしてください。

申請フォーム URL：<https://forms.gle/uTuDUsrNNonLqGYR9>

(2)入学金などの納入

大学院入試の結果、合格した方には、猶予の対象となる授業料を差し引いた金額をマイページからお知らせしますので、所定の期日までにお支払いください。

※授業料が「後払い制度上限額」を超える場合、差額授業料はお支払いいただく必要があります。

※本制度は、入学金・施設設備金・実験実習教材費・厚生文化費、同窓会費は対象外となります。

※「授業料後払い制度」が不採用となった場合などは、入学後、所定の期日までに授業料の残額をお支払いいただく必要があります。

大学院授業料：

<https://www.swu.ac.jp/campuslife-project/campuslife/gakuhi/daigakuin.html>

(3)入学手続き

期日までに所定の手続きを行ってください、

(4)入学後の手続き

入学後、「授業料後払い制度」の申請が必要です。手続きの詳細については、入学後、学生ポータルサイトから配信予定のメッセージを確認してください。

4. 問い合わせ先

昭和女子大学 教学支援センター 学生支援課

TEL：03 - 3411-5118

Email：shougakukin@swu.ac.jp

平日のみ 8:45～17:00